

いちよし証券株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、いちよし証券株式会社と称し、
英文では Ichiyoshi Securities Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。
(1) 金融商品取引法（その後の改正・変更等を含む。）に定める金融商品取引
業および同法に規定するその他の業務
(2) 前号に付帯または関連する業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事
由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に
掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、168,159,000株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会決議によって、市場取引等により自己の株式を取得する
ことができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主（以下「単元未満株主」という。）は、
その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこ
とを当社に請求すること（以下「売渡請求」という。）ができる。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の売渡請求をする権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡請求、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項に定める日の後に発行されまたは当該発行に代えて当社から移転された株式（新株予約権の行使により発行されまたは当該発行に代えて当社から移転された株式を含む。本条において以下同じ。）については、あらかじめ公告して一定の日を定めることにより、前項の株主に加え、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって前項の定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。
- ③ 本定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日を定めることにより、その日における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。
- ④ 臨時株主総会を開催するにあたり、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって当該臨時株主総会において権利を行使することができる株主とする場合において、当該一定の日の後に発行されまたは当該発行に代

えて当会社から移転された株式については、あらかじめ公告して一定の日を定めることにより、上記の株主に加え、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって当該臨時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

- ② 前項のほか、必要がある場合には、臨時株主総会を随時招集することができる。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議によって、執行役社長を兼務する取締役あるいは取締役会議長が招集する。ただし、執行役社長を兼務する取締役あるいは取締役会議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、執行役社長が議長となる。執行役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の執行役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごと

に当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載して、議長ならびに出席した取締役が記名捺印して、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社に、取締役10名以内を置く。

② 前項の取締役のうち2名以上は、社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）とする。

(選 任)

第 20 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結のときまでとする。

(取締役会の設置)

第 22 条 当社は取締役会を置く。

(取締役会の権限)

第 23 条 取締役会は、会社法第416条第1項に定める業務執行の決定、ならびに執行役等の職務の執行を監督する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長が招集する。

② 取締役会議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを代行する。

(取締役会議長)

第 25 条 取締役会議長は、取締役会の決議により選定する。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(執行役に対する通知)

第 27 条 取締役会議長は、取締役会の招集にあたり、各執行役に対し、取締役会を開催する旨を通知する。ただし、取締役会議長の判断により、この通知を行わないことができる。

(執行役に対する説明要求)

第 28 条 取締役会は、執行役に対し、取締役会に出席して一定の事項について説明するよう要求することができる。

(取締役会の決議方法)

第 29 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 30 条 当社は、取締役会の決議事項について議決に加わることができる取締役の全員が当該決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 31 条 取締役会の議事については、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載した議事録を作成し、出席した取締役が記名捺印して、これを10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第 32 条 取締役の報酬等は、報酬委員会が定める。

(相談役)

第 33 条 当社は、取締役会の決議により、相談役を置くことができる。

第 5 章 委員会

(各種委員会の設置)

第 34 条 当社は、指名・監査・報酬の各委員会を置く。

(員数等)

第 35 条 指名・監査・報酬の各委員会の委員は、それぞれ取締役 3 名以上で組織する。

② 各委員会の委員の過半数は、社外取締役であつて当社の執行役でない者とする。

③ 監査委員会の委員は、当社もしくは当社の子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人または当社の子会社の業務を執行する取締役を兼ねることができない。

(選任方法)

第 36 条 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する

(委員会規程)

第 37 条 各委員会に関する事項は、法令、本定款または取締役会の決議のほか、各委員会において定める委員会規程による。

第 6 章 執行役

(執行役の選任)

第 38 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(任 期)

第 39 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会終結の時までとする。

(代表執行役および役付執行役)

第 40 条 取締役会は、その決議により、執行役の中から代表執行役を選定し、その他必要に応じ、執行役会長、執行役社長、執行役副社長、執行役専務、執行役常務、上席執行役を選定することができる。

(執行役の報酬等)

第 41 条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。

(執行役規程)

第 42 条 執行役に関する事項は、法令、本定款または取締役会の決議のほか、取締役会により定める執行役規程による。

第 7 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 43 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 44 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 45 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 47 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

- ② 当社は、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

- ③ 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金の除斥期間)

第 49 条 配当金は、支払開始の日から 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

② 未払の配当金には利息をつけない。